

勝又健康保険組合 令和3年度決算

◆理事長・常務理事メッセージ

勝又 隆一 理事長

健保では事務作業の工数を減らしIT化を進めていきます。また社員と家族の病気やケガの治療費を支えあう組合を進化させ、病気やケガになりにくい「健康増進・疾病予防活動」に取り組みます。具体的には、グループ各社(総務・人事担当)と健保の業務で大きな負荷がかかっていた「健康保険被扶養者の資格確認調査」の対象者を、マイナンバーを活用することで従来の5%に減らすことができました。これまで事務処理にかかっていた時間を有効利用して、新たな保健事業として「スマホアプリを利用したウォーキングイベント」を展開していきます。ウォーキングは手軽で生活習慣病の予防に効果的です。

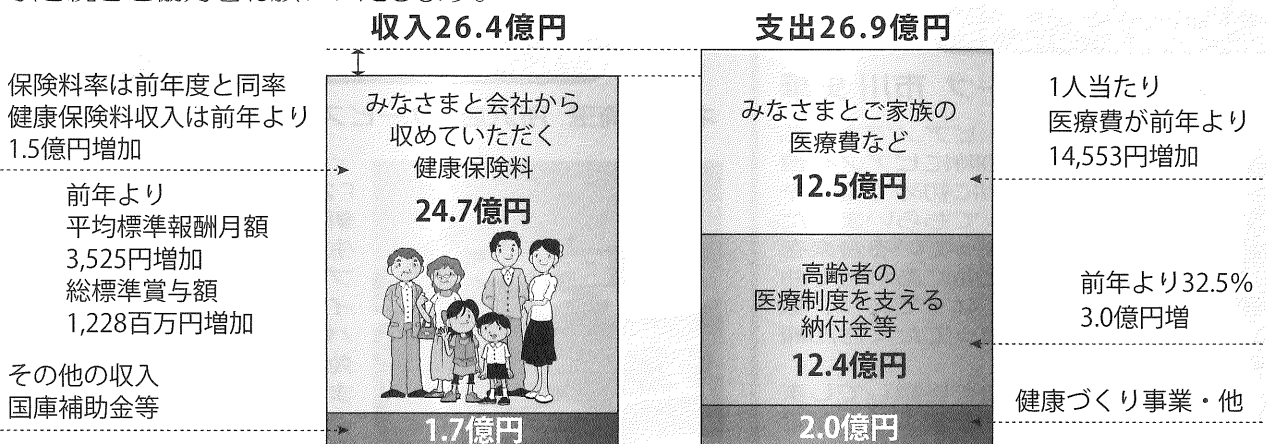
工藤 智紀 常務理事

理事長、グループの皆さんと連携し「健康増進・疾病予防活動」に取り組みます。新たな保健事業「スマホアプリを利用したウォーキングイベント」への参加やプライベートも自ら率先して身体を動かすことを常に心掛けています。またマイナンバーカードの健康保険証利用を促進して皆さまの利便性の向上、健保内の業務効率化・経費削減を目指します。今後も皆さまからのお力添えをお願いいたします。



◆健康保険決算 収支4,872万円の赤字に

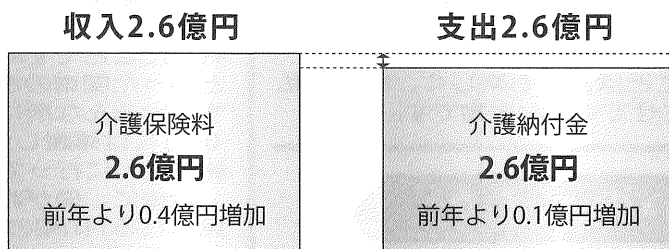
令和3年度の収支決算は、4,872万円の赤字となりました。これは前年と比較し保険料収入が約1億5千万円増加しましたが、それを上回る保険給付(医療費)と国の高齢者医療を支える高齢者納付金が増加した事が要因となりました。今後も医療費や納付金負担が増加する見込みのため、将来の料率改定を先送りするためにも、より健康に留意いただき医療費が下げられるよう、引き続きご協力をお願いいたします。



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう
○保険給付支給通知書は大切に保管しましょう
○医療費控除を受ける時必要になります。

◆介護保険決算 333万円の黒字

令和3年度は、333万円の黒字となり支払準備金に積立てを行います。若干の黒字となりましたが、今後も介護納付金が増加する見込みです。介護保険料の変更はありません。



利用できる
病院や薬局が
増えてきました!!

健保組合からのお知らせ マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました!

◆マイナンバーカードでできること◆

- ①窓口で限度額以上医療費の一時支払いが不要
- ②就職や転職、引越をしても健康保険証として使える
- ③薬の履歴や特定健診の情報を確認できる(医師とも共有可)
- ④確定申告の医療費控除がカンタンにできる

もしもの時に!

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると医療費が高額になった場合でも、限度額適用認定証の書類申請なしに高額療養費制度の限度額が適用になります。例：通常は100万円の医療費がかかった際には30万円の窓口支払いですが、マイナンバーカードに登録した健康保険証を利用することで窓口支払いが軽減されます。

■健康保険証で受診の場合

医療費	健保負担	本人負担 病院窓口支払
100万円	7割 70万円	3割 30万円

■マイナンバーカードでの受診の場合 (健康保険証利用手続き済)

医療費	健保負担	本人負担*1 病院窓口支払
100万円	~964,600円	限度額 35,400円~

*1 限度額は5段階あり前年の年収と標準報酬月額により変わります (*1は最も限度額が少ない方の例です)



マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前にマイナポータルでの登録が必要です

☆パソコン、スマートフォンのアプリ、セブン銀行のATMでも申し込みができます☆

こちらから登録
ができます



マイナンバーカードの健康保険証利用・マイナポータル
myrna.go.jp